

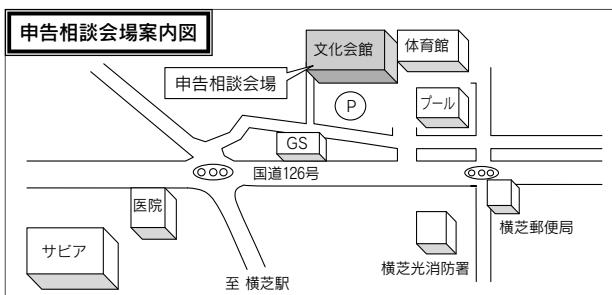
町県民税・所得税の申告期間は 2月16日(月)～3月16日(月)です

下記の申告相談は、町では受けられませんので、
東金税務署へお願いします。

記入済の申告書は、提出のみ税務課と文化会館で受け付けます。

- ・青色申告(今年から相談は受けられません。)
- ・消費税(今年から相談は受けられません。)
- ・土地・建物及び株式等の譲渡所得が含まれる確定申告
- ・雑損控除・贈与税・相続税

※町民サービスセンターでは、受付できませんのでご注意ください。



所得税の確定申告が必要な方

- 営業・農業・不動産所得などがある方で、所得金額の合計が所得控除の合計額を超える方
- 土地や建物等の不動産や、株式等の資産を譲渡した方
- 土地、建物、株式等の譲渡所得の申告相談は、東金税務署で受けしてください。
- 給与収入が2,000万円を超える方
- 給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- 給与を2ヶ所以上から受けている、年末調整をされなかつた方
- 年金収入が400万円を

- 超える方
- 年金に係る雑所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- 勤務先での年末調整から、収入と控除額に変更のある方

- ※給与所得者や年金所得者で、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方は、還付申告をしましょう。
- 前年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ(※)支払報告書が提出されていない方(勤務先で提出の有無をご確認ください)。
- 前年中の所得が公的年金等に係る雑所得があり、確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の所得(退職所得を除く)も申告する必要があります。
- 前年中の所得が公的年金等のみで、支払者から町へ(※)支払報告書が提出されていない方

町県民税の申告をお願いします。

今年も申告の時期が近づいてきましたが、準備はお済みですか。
この申告は、平成26年中の所得を申告するもので、平成26年分の所得税、平成27年度の町県民税の課税基礎となりますので、必ず申告してください。

申告期間中は、大変混雑しますので、地区割日程表を参考に、お早めに申告されますようご協力をお願いします。
なお、「町県民税申告書」は、前年の申告状況等に基づき送付しています。次の内容をよくご覧いただき、申告してください。

相談会場	文化会館 集会室
申告相談	午前9時～11時、午後1時～4時 (受付は、午前8時～午後4時)

※期間中の土・日曜日を除く毎日

○地区割日程表

とき	地区割
2月17日(火)	大総地区・東陽地区
2月18日(水)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月19日(木)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月20日(金)	上堺地区・白浜地区
2月23日(月)	大総地区・東陽地区
2月24日(火)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月25日(水)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月26日(木)	上堺地区・白浜地区

※都合の悪い方は、他の日でも相談できます。